

第 1 2 回教育委員会臨時会議事要録

詳細 教育総務部教育総務課 電話 0 3 - 3 9 8 1 - 1 1 4 1

附属機関又は 会議体の名称	教育委員会臨時会	
事務局（担当課）	教育総務部教育総務課	
開催日時	平成 2 2 年 1 1 月 2 4 日 午後 2 時 0 0 分	
開催場所	教育委員会室	
出席者	委員	加藤 正克（委員長）、清田 明（委員長職務代理者）、 三神 和子、廣田 悦造、三田 一則（教育長）
	その他	教育総務部長、教育総務課長、教育指導課長、学校運営課長、 学校施設課長、
	事務局	教育総務課庶務係長、教育総務課庶務係主任主事、教育総務課 文化財係学芸員
公開の可否	一部公開 傍聴人数 1 人	
非公開・一部公開の 場合は、その理由	第 5 3 号議案については人事案件のため非公開とする。	
会議次第	1. 第 4 9 号議案 豊島区文化財保護審議会への諮問（文化財の登録）について 2. 第 5 0 号議案 「としま土曜公開授業」実施要綱（案）について 3. 第 5 1 号議案 豊島区立小・中学校改築計画の一部変更について 4. 第 5 2 号議案 豊島区立小・中学校改築計画の見直しについて 5. 第 5 3 号議案 臨時職員の任免 6. 報告事項 区立幼稚園のあり方検討会議報告（案）について（継続） 7. 報告事項 「豊島区教育ビジョン2010 - 豊島区教育振興基本計画」の年度計画(平成 2 2 年 1 1 月版)について 8. 報告事項 読書フェスタについて 9. 報告事項 池袋図書館の I C タグ導入に伴う業務縮小について	

審議経過

加藤委員長)

第12回教育委員会臨時会を始めます。本日の署名は三神委員と廣田委員にお願いいたします。傍聴希望の方が1名いらっしゃいますが、第53号議案は人事案件のため非公開といたします。よろしいでしょうか。

(委員全員了承)

(1) 第49号議案、豊島区文化財保護審議会への諮問(文化財の登録)について

<教育総務課長・教育総務課学芸員 資料説明>

加藤委員長)

旧鈴木家住宅母屋の件ですが、ご意見、ご質問がございましたら、お願いします。

三神委員)

文化財に登録するのは建造物で、庭の部分はどういう扱いなのでしょう。ご説明がありましたように、人々がどのように生活してきたかを考えると、庭は重要な部分だと思います。

学芸員)

こちらについては私どもと文化財保護審議会の先生とも相談しながら、どこまでを登録の範囲とするかというところでした。もちろん住宅そのものでも十分、文化財としての価値はあるのですが、資料の5番では、左から座敷、茶の間・ホール、書斎というように3棟つながっており、その前が敷地ということで、こちらが南側の庭になっております。座敷のほうの庭は竹林、低木の植え込み等があり純和風造りになっており、書斎の正面側には、シュロの木をはじめ洋風の木が植わっております。この際、庭も含め鈴木家住宅ということで、登録の範囲に含めたほうがよろしいだろうと判断をし、こういった形にさせていただきました。

三神委員)

ぜひ庭は取り入れていただきたいと思います。庭にある植木の手入れの費用などはどうなるのでしょうか。

学芸員)

贈与契約がもうすでに成立しておりますので、豊島区のものになっておりますが、先方の都合で引き渡しはまだという状況です。今、その辺の詳しい詰め作業は、所管部署予定の学習・スポーツ課で協議をしているところですが、基本的には庭の手入れも含めて区で管理していくということになるかと思えます。

廣田委員)

ナンバー7の図面を見ると、2階は住人がいる部分でしょうか。

学芸員)

もうすでにこちらは空き家になっておりまして、2階も含めて文化財として登録いたし

ます。

廣田委員)

書齋はコンクリート造りですね。2階もそうですか。

学芸員)

そうです。

廣田委員)

あとの和室や茶の間は木造ということですね。

学芸員)

はい。

清田委員)

座敷の写真を見ましたが、非常によい造りだと思います。中身も立派なもので、大変貴重なものを寄贈していただき、本当にありがたいと思います。今のお話で、現在の野田の豪農のお宅をそのままばらしてこちらに持ってきたと思いますが、その年代のものをそっくりこちらに移築したということによろしいのでしょうか。

学芸員)

その点についても補足させていただきます。これは非常に広い豪農の家の書院の部分のごく一部です。母屋の部分は今、現存しており、野田に移築され現在もそちらには別人の方が住まわれております。そちらと合わせることによって、図面上はかつての豪農の家が復元できますので、そういった意味でも学術的に非常に価値の高い物件であろうと思われるます。

廣田委員)

これをきれいに整備して、例えば有料で区民に公開するのでしょうか。新宿区にある林芙美子記念館はきれいに公開していますが、そういう価値のあるものなのでしょうか。

学芸員)

公共の施設として公開する計画は、現在、学習・スポーツ課で検討を進めております。1つの案として、書齋の部分はギャラリーおよび展示室とし、座敷のほうは区民に一般開放を行い、公共施設として利用できるよう、今、検討されている最中です。有料にするか、しないかは今後の検討になるかと思えます。

今日では、文化財は活用しながら保存していくのが主流ですので、そういった方向で検討がされていると思います。区で保存、活用していくには十分価値のあるものであろうと思えます。

清田委員)

今後の管理は学習・スポーツ課ということですが、教育委員会ではないのですね。

教育総務課長)

ご承知の通り、豊島区は昨年1月に文化芸術創造都市として文化庁長官表彰を受けております。寄贈を受けるに当たり、文化施策を担う一つのツールとして活用したいという

区長の強い思いがあり、管理については区長部局で行っていく、そういう仕切りで今動いているところです。

清田委員)

教育委員会からの意見は十分反映されるのでしょうか。

教育総務課長)

文化財として登録することは教育委員会の責務でございます。教育委員会として来年の新規・拡充事業で、文化財調査と保存修理設計調査の予算計上を予定しています。そうした調査を進めていく中で、教育委員会としての意見が十分反映されるよう、区長部局に働きかけてまいりたいと考えています。

三田教育長)

積極的に私どものほうも、子どもたちが活用できる文化財として扱っていただけるように、意見はきちんと提案していきたいと思っております。例えば、川崎にある日本民家園のような形で古い家屋を保存し、四季折々の伝統行事などを再現しながら使っていくということも、一つの案として出されております。いずれにしましても管理は区長部局のほうで扱うこととなりますが、文化財としての価値は、共有すべきものだと思っておりますので、そういう方針で行きたいと考えております。

今、保存しておかないと、最終的には近代のものが何も残らなくなってしまうというような感覚でおります。

加藤委員長)

鈴木邸の豊島区文化財の保護審議会への諮問について、ご異議ございませんか。

よろしいでしょうか。

(委員全員 異議なし)

染井遺跡の出土遺物について

< 総務課学芸員 資料説明 >

加藤委員長)

駒込の染井遺跡2件。地下鉄エレベーターの設置、ホテルメッツの部分についてご説明がありましたが、ご意見、ご質問がありましたらお願いします。

清田委員)

場所柄、植木屋さんということで注目に値すると思うのですが、出土した中で竹本焼は出たのでしょうか。

学芸員)

植木屋の中では竹本焼とはっきり断定できるものは出てきておりません。竹本焼は雑司が谷でいくつか拾っていますが、駒込ではまだ確認できていない状況です。

三田教育長)

遺跡調査報告書の中にも、全体の中でどういう遺跡と関連しているのか、歴史的にどの

ような意味を持っているかという考察の視点が必要かと思います。諮問に当たってはそうしたことを引き出していくような、いろいろな情報をいただけるよう、ぜひお願いしたいと思います。

加藤委員長)

中心的には江戸時代のものが多いとのことですが、今の教育長のご意見も踏まえて、諮問のほうをよろしくお願いします。

よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 第49号議案了承)

(2) 第50号議案、「としま土曜公開授業」実施要綱(案)について

<教育指導課長 資料説明>

加藤委員長)

実施要綱の案について、実施日、内容、その他ということで説明がありました。

何度か協議を重ねてきましたが、校長会においても説明がされ、教育委員会でも伺っているわけですが、実施要綱案についてはシンプルなものにし、そのほかは別途定めるといような方向であると思います。月1回、第2土曜日の実施となり、その理由としては第3条に述べられている通りです。この辺も委員の方々はすでにご存じだと思います。このことについてご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

三神委員)

今のご説明で、各学校、校長先生の裁量をなるべく多くということですが、土曜日の公開授業に何をやるのか、それについては、事前報告になるのでしょうか、それとも事後報告でしょうか。どの程度細かいものを報告させようと思っていらいっしょいますか。

教育指導課長)

事前か事後かのご質問がありましたが、それにつきましては基本的に事前です。教育課程編制届の段階で、平成23年度の年間を通した行事を含めた予定については、私ども指導課と事前に相談をすることになっております。その中で毎月のとしま土曜公開授業の活動について、各学校からプランをお示しいただき、どういった趣旨で活動を行うかを事前にお届けいただくという形になります。

三神委員)

それは、こちらの教育委員会の案件として出てきますか。

教育指導課長)

内容が不適切でなければ、平成23年度に向けてはゴーを出すと思いますが、教育課程の届出が出ていますので、届け出られたものは、すべて教育委員会に報告をすることになっております。

加藤委員長)

報告はあるということですね。ほかにありますか。

廣田委員)

公開授業だから特別なことをやるのではないのですか。公開授業は特別な印象を持ちますが、普通の授業を実施して、それを公開するという方法も当然あるわけですね。

教育指導課長)

大事なポイントです。土曜公開授業はいろいろな目的があって、週5日制の趣旨は外せません。平成23年度からは小学校、そして平成24年度からは中学校の新学習指導要領の完全実施に向けての対応も必要になってくるなど、さまざまございます。

公開授業の内容は主として要綱の第3条にあるとおり、確かな学力の定着を図ることです。授業ではどんなことをしているか、実態を見ていただくといったこともあるかと思えますし、従来のような、土曜参観の形で、公開を前提に授業を組み立てるといったこともあろうかと思えます。そのあたりは、まさに各学校の創意工夫に基づくところで、校長の裁量にお任せしたいと考えています。

廣田委員)

実は私の自宅の郵便受けに教職員組合の要請書が入っていました。公開授業に反対するというような形で、これに関しては各校長先生なり、あるいは非組合員の先生方が大反対しているという様子はないのでしょうか。それについてちょっとお聞きかせください。

教育指導課長)

各委員の方々のところに要請書が届いたことは、私は存じ上げませんでした。土曜授業の内容は、事前の情報の中で、校長会にも当然出しますが、同時に教職員の団体にも情報提供をしています。11月4日に要請を受け、7名の代表の方から話を伺っています。

その中で、土・日曜日に出勤している人が多いという話がございましたが、丁寧に回答をいたしました。例えば、土・日曜日に先生方が出られていることが多いことは分かっていますが、それを土曜の授業のあるときに実施していただき、きちんと振替を取っていただく。従来も夏休みが取れないとの訴えとしてありましたが、休めるときにはきちんと休んでいただく、そういった補助も大事にしていきたいと回答をしています。

最終的には納得をしたということではないのですが、こちらからは丁寧に説明を申し上げ、その日はお帰りいただきました。管理、運営に属する内容かと思えますが、事前にそういう情報提供を含め説明を申し上げてきたという経過がございます。

廣田委員)

要請書を読むと、毎日、事務処理が大変で、とにかくへとへとになると、へとへとになったらよい教育はできませんというようなことが書いてありました。そんなに疲れるほど事務処理は多いのですか。その辺についてちょっとお聞きいたします。

教育指導課長)

一般論としては教職員の中に、非常に忙しい、そういう声が聞こえてくるのは事実です。ただ、冷静に見極めなくてはいけないのが、個人差がもちろんあるということです。それから、忙しさの中身が、果たしてすべてが業務にかかわっていることなのかと見ると、質

そのものにいろいろなタイプのものがあるのではと思っています。一般論として忙しさは分かりませんが、今回、土曜の授業を実施するから忙しさが増すという議論には、組することはできません。そうではない過密なスケジュールの緩和をむしろ目指しているものだとということで、それについてはご説明を申し上げました。

加藤委員)

事務量はどのようなのでしょうか。

教育指導課長)

忙しい中に事務処理が増えたという声がありますが、これについては今回の要請ばかりではなく、学校衛生委員会などで毎回のよう指摘をされております。例えば調査をできる限り減らし業務量を減らす、そういったことについて私どもも課題意識として持っており必要なものと考えております。これについては、子どもたちと触れ合う時間を増やしていくという根本の目的に向かって工夫をしていく内容であると、衛生委員の皆様にも協力をお願いしているような部分がございます。

三田教育長)

その辺、私も問題意識として重要だと思います。豊島区の先生方が事務処理に忙殺され子どもと向かい合う時間がないという、調査結果が74%（平成22年5月）とありました。指導課長が説明申し上げましたが、本意は子どもと向かい合ってほしいことです。今、学校と教師にしっかりと向き合ってもらいたいのは、子どもたちの学びが大変だという問題に対してであります。先生の仕事がやりにくいということであれば、そこは改善していかなければいけない。土曜公開授業の実施を通して、子どもたちが抱えている学びの危機を共同で打開していこうというのが、この趣旨です。

子どもにとって、教育にとって必要なことであれば、多少大変でもやらなくてはいけない、みんなが力を合わせて一つになって、やっていくべきことだと思います。

子どもたちをめぐっては深刻な問題が次々と起こってきている現状ですので、現場サイドで校長先生が指揮を執られ、学校の実態や地域の実態に合わせて教育課程を編成していこうという仕組みで、今回提案しているところです。

ぜひ、その辺は教育指導課を中心にしながら、各学校を指導してもらいたいと思っています。

廣田委員)

私が古いかもしれませんが、新入社員時の教育で、営業をやるに当たり「人が嫌がることをやる。仕事は嫌なもので、嫌なものをやるから金をもらえるのだ」という教育を受けたものです。そういう教育を受けてやると、強い気持ちを持たせる意味でわりと楽だと思います。大変だからすぐ嫌になってしまうことなどありますが、現在、通院している先生が多いのでしょうか。

三神委員)

教育職に就くと、児童や生徒、学生だけに教えていけばいいと考えがちなことですが、

雑用といっている事務書類作り、学務ということですが、それも仕事の一部で重要な柱の一つです。その辺の新任に対する教育はどの程度行っていますか。子どもだけを教えているわけではなく、運営をしていくためのもので、書類作りの雑用というのは絶対必要ですね。それをやらなくて済む教育職はないと思います。

教育指導課長)

まったくご指摘の通りだと思います。雑用という言葉で分かりやすく表現していただいているのですが、私どもはすべてが子どもたちの教育に必要なことだと思っています。

例えば、学校組織の中では学級担任をしながら、学校全体の校務分掌といわれる仕事も持ちます。それから、学級経営に携わっては、生活指導など自分の分掌ではなくても日常茶飯的に生活指導もあれば進学指導等も行う、それぞれ使命を持って教育活動を行っているところだと思います。それに付随して、年次が進めば責任感も増え、子どもたちにとってあるいは学校の教育内容の改善にとっても必要なことですので、人材育成も含めて、理解をさせていく必要のある内容です。

加藤委員長)

初任者研修やさまざまな主任の研修会などについては、当然行われているわけですね。

清田委員)

何点かあります。まず要綱の内容に出てきました、地域の方々とか、ゲストティーチャーを招いてとありますが、予算的な裏付けはどのようになっているのでしょうか。

2番目はその他のところに基準日以外に実施する場合、近隣の小中学校と調整とありますが、もう一度詳しくご説明をお願いします。

3番目、土曜公開授業を実施することによって、教育活動を展開すると書いてありますが、誰のために行うのか。子どもたちにやる効果が見えなければ、土曜日に出てきて行う必要はないのではないかということになります。確かな学力の定着を図ることで実施する土曜公開授業については、保護者や地域の方々にも目標など分かりやすい説明が必要と思います。誤解が大きくなり、こんなのをやらないほうがよかったと言われるのは、非常に不本意です。せっかく子どもたちのために、さらに時間的なゆとりができれば、先ほど来ていますが、先生方にとっても非常にプラスになっていくことだと思います。時間の使い方は、校長先生の学校経営において学校に任されるものと思います。

ぜひ、目的などについては分かりやすい説明をしていただきたいと思います、よろしくをお願いします。

加藤委員長)

今、ご質問が3点ほど挙がりましたが、予算的な裏付けがあるのかどうかということ、それから基準日以外の実施についてもう少し詳しく説明をいただきたいこと、3番目は趣旨にかかわることの話がありました。私も趣旨にかかわることについて、先ほど教育長からの話は、とても分かりやすい説明でした。この趣旨は非常にあいまいな部分というか、創意工夫ある教育活動を展開するためというよりは、私は清田委員と同じように、確かな

学力を定着させるため、あるいは先ほど教育指導課長がおっしゃった、子どもの学ぶ質あるいは学びの充実を図るため、それがメインではないかと思えます。そのために創意工夫ある活動を行い、授業を進めていくことが一本抜けているような気がします。内容等には出てきますが、趣旨を説明するときに、創意工夫ある活動を今までもやってきたのに、なんで土曜授業をまたやるのかと読み取れてしまいます。その辺をクリアできれば、子どものために行くことは校長も教員も誰も反対しないと思えます。これ以上、労働が厳しくなることではなく、ある意味分散をさせ、子どもとの触れ合いの時間を増やしていこうという趣旨があるわけです。その辺のところをもう少し盛り込んでいただきたいと思えます。

それでは、予算の裏付け等があるのかどうかについてお願いします。

教育指導課長)

3点のご説明の前に、これまでの学校週5日制の経緯を少し振り返りますが、1992年に月1回の土曜の休みが導入され、1995年に月2回に拡充をされました。そして2002年には、今日のような完全週5日制が実施されるという運びになっています。

当時、子どもたちをどうやって地域あるいは家庭で受け入れ、受け皿をつくっていくことが非常に重要でした。実際には地域のスポーツであるとか、区でも各学校における学びの補習といった観点で、それぞれ受けてまいりました。

今回なぜ土曜授業なのか。このことについては、かつて盛んに議論されていた土曜の過ごし方の受け皿というところが、必ずしも十分に行われていないのではないかと、二極化しているという現状分析がございます。

併せて、もう一つ、週5日制のもとで行ってきた学習指導要領が、今回、大改訂されます。内容的には25%増え、授業時数も増やすことを余儀なくされている中で、豊島区としての選択は、年間を通して少なからず時数の確保は必要である。そうでなければ、来年度から始まる、中学校としては再来年度から始まる新たな学習指導要領への対応ができないのではないかと、非常に切迫した背景がございます。

ご質問のゲストティーチャーを招いての授業についてですが、これについては賛否がありました。一番やってほしいのは学力の定着を図ることで、しっかりした授業で先生方が計画的に行っていく。中には保護者や地域住民等を招いて有効な連携をとった授業も考えられることで、例示をさせていただいたものです。

予算の裏付については、スクールスタッフということで、これまでも予算化してまいったものを、今回、特に予算の枠を少し類似のものをくくり、使いやすくしようと考えています。万が一足りないときには、他の予算を工夫しながら使えるような枠組みになるよう、制度設計をしているところです。

2番目の基準日以外の日を実施する場合については、近隣小・中学校との調整について必然的に出てくると思えます。例えば、実施する際には小学校と中学校とずらしていくということも考えられます。完全に調整し切るのは難しいかもしれませんが、保護者の方々にはその利便性も含め影響する部分ですので、第4条について触れさせていただいている

ところですが。

3番目の質問ですが、実施の経緯については、少し触れさせていただきましたが、土曜の過ごし方を単に状況分析だけではなく、みんなで考えていく必要があるのではないかと。みんなとは、私どもも考えて行く必要があるだろうし、保護者の方や地域の方にも再度投げ掛けて、土曜日の過ごし方について、もう一度考えていく必要があるのではないかと思います。

何より大切なのは、豊島区が今、大事にしている学力向上という部分については、もっともっと進めてまいりたいことと、一人一人に対応した学力向上策を行う時間がこれまでないとするならば、こうした土曜授業の機会を使って新たに対応を行っていくことができるのではないかと、そんなふうを考えています。そして時数増への対応を行うことが、子どもたちへのゆとりある教育をさらに進めていき、学びを保障していくことにつながっていくのではないかと考えています。

これはあくまで案ですので、改訂の上、決定してまいりたいと考えております。

加藤委員長)

おっしゃることは分かりますが、第1条で、もう少し確かな学力の定着を図るものだという事を入れたほうが、趣旨としてはっきりするのではないかと思います。いかがでしょうか。

教育総務部長)

委員長のご指摘はごもっともなところですが、要綱自体は外部にピーアール、説明する、そういう趣旨のものではなく、月1回、土曜公開授業を実施することを位置付ける根拠としての規定ですので、シンプルにするのが通例です。実際、土曜公開授業の趣旨について、外部へ説明する資料については、この要綱を根拠にして作るわけ。前回もご説明しているように、土曜の過ごし方について実態調査を実施します。これについては今月の下旬ですから、もう間もなく調査が行われます。調査の結果を踏まえ、土曜の過ごし方として豊島子どもたちはこういう状態にあるというデータと評価を加えたものをリーフレットに盛り込みます。その冒頭に土曜公開授業の実施の趣旨について、確かな学力の定着を図るため、今こういった状態に置かれている子どもたちに対し、学校に場を作り週5日制の趣旨を支援して行く。そういう目的で実施することをきちんと明記したリーフレットを作ります。年明けに、外部に対し説明して行くということですので、ご理解のうえ要綱を見ていただければと思います。

加藤委員長)

確かにこの後、具体的なリーフレットを作られるというのは分かります。当然ピーアールを含めてしなければいけないと思います。そうではなく、実施要綱そのものになぜやるのかということが見えてこない、意味あるものにならないのではないかとという意味で私は申し上げているのです。実際に内容等のところに、今の指導課長がおっしゃった土曜の過ごし方は時代とともに変わってきており、考えなければならない時代に来ていることをも

っと加え、その土曜の過ごし方が一つと、それから授業内容が新学習指導要領の改訂で内容と時数が増えること、そういうことを背景として押さえて、趣旨に結び付けていかないと、ここだけではそれが欠落しているように私は思えます。

教育総務部長)

その辺については第4条の2項に別途定めるということで、整理したいと思います。

要綱にどこまで詳しく盛り込むかは、なかなか難しいことですが、なるべくシンプルにまとめ、その他、必要な内容については4条の第2項で別途定めるという対応にさせていただければと考えているところです。

加藤委員長)

それはよく分かります。

三田教育長)

今、委員長をはじめ先生方がおっしゃっていることは、私もよく分かりますし、そのことは大事なことです。第1条に趣旨として確かな学力のさらなる向上と、もっと言えば質の向上です。そして、そのことが子どもたちの土曜日の過ごし方を一層充実したものにさせる。これが学校週5日制の趣旨である、狙いであるということです。まず、確かな学力や教育の質の向上を図る、そのために実施する。それから、子どもの土曜日の過ごし方を大勢の人たちに見ていただき、学力と土曜日の過ごし方を応援していきましょう。こういう趣旨で土曜公開授業を実施しますという出し方がよいと思います。

2条でいつ実施するのですか、3条で内容は何ですかと流れていきますが、4条では、附則ということが出てくると、よく分からないと思います。教育の質の向上と土曜日の過ごし方を時代状況を踏まえ考えていく。しかも、教育委員会としても新教育課程が新しく動きだすときに、見直すということは当然の責務ですから、そういうことについて内容を1条で表現したほうがよいのではないかと思います。あとの部分は、部長も指導課長の発言も賛成ですので、第1条だけは手を入れてもらえないかという、みなさんのお考えだと思います。

加藤委員長)

あくまでも、そういう趣旨だということが、ここで分からなければ、後で詳しくリーフレットを出しますでは、肝心なところが抜けて、せっかく取り込もうとすることが、ちょっと見えにくくなってしまいますが、ほかの委員の方はいかがですか。

三神委員)

賛成です。先ほど、どのような予定か拝見できますかと伺った理由は、ゲストティーチャーとか、ほかのことの分量が多いと困ると思いました。やはり第1の主眼は確かな学力の定着を図ることが狙いで、子どもたちに登校してもらわなければならないので、そのところが一番強調されないと、それが徹底できるのかなと思います。

三田教育長)

今のことに関連して、先程、学びの危機ということを申し上げましたが、先生方が大変

なのは、学びの危機が克服できていないからです。子どもたちが今、意欲が低下していたり体力が低下していたりしている中で、教育者として子どものために頑張っ、二極化に対応するなど、やらなくてはいけない時期だと思っています。そこを分かってもらいたいということがありますので、ぜひ第1条についてはそういう趣旨をお願いしたいと思います。

それから、もう一つ、校長の裁量権は管理運営事項となっております。つまり教育課程の編成にかかわることで、これは校長のやるべき仕事であり、校長の権限なのです。教育委員会としてはそれを後押ししていくということです。今回いろいろ議論する中で、教育委員会管理運営規則の変更が必要かどうか検討しました。その結果、変更せずに定められている枠の中でできるということで、校長先生方にもご理解をいただいています。要綱については、その趣旨を踏まえご理解いただければと思います。

加藤委員長)

今までのご意見をまとめると、第1条については学力の定着あるいは質の向上ということ盛り込み、分かりやすくしたほうがよいのではないかと、委員のおおかたの意見だと私は思います。内容については、当然細かいことは別途定めていくわけですから、いくつか質問がありましたが、別途定めるところで触れるか、必要がなければ触れないということ。1条については、ちょっと異論が出ましたが、ほかについてはよろしいですか。

1条についてその文言を整理していただいて、ほかは了解ということですので、この案をもってまたご説明いただければと思います。よろしく願いいたします。

(委員全員異議なし 第50号議案次回へ継続)

(3) 第51号議案 豊島区立小中学校改築計画の一部変更について

< 学校施設課長 資料説明 >

加藤委員長)

それでは、子ども文教委員会ですでに了解済みですが、それについての西池袋中学校の説明も含めた内容だと思います。いかがでしょうか。

清田委員)

確認ですが、今、ご報告にありました変更理由の樹木の問題等、そちらはもうすべて解決済みということでしょうか。

学校施設課長)

関係団体には十分説明いたしました。団体のほうも何が何でも切るなということはおっしゃっていませんので、納得いけば切るなり移植するなりということで御了解をいただきました。樹木の問題につきましては地域の方、関係団体には、十分納得していただいているところです。

加藤委員長)

ほかにありますか。特にないようですので、よろしく願いいたします。

(4) 第52号議案、豊島区立小中学校改築計画の見直しについて

< 学校施設課長 資料説明 >

加藤委員長)

それでは、今度は見直しということで、大きな変更点があると思います。このことについて、ご意見、ご質問がございましたらお願いします。

清田委員)

見直しの理由として「教育ビジョン2010」の中に出てきている事項ですので、それを実現するための大きなチャンスというように受け止めたいと思います。西池袋中学校では大きいトラックが入らないため、4トン車というお話がありました。そういうこともありますので、工期、解体工事の期間など、現状で考えられるものをよくご検討いただいて、期間の設定がこれでよいのか、余裕を持たせたほうがよいのか、公式発表する前に、再度ご検討いただいたほうが、よろしいのではないかと思います。その辺はいかがでしょうか。

学校施設課長)

ご指摘ありがとうございます。確かにこの案が出たときは、さまざまな検討をした段階で、住宅地で家屋が密集していますので、大きな車の出入りが伴う工事はなかなか難しい問題もあるということがございます。十分地域とも連携し、相談しながら進めていきたいと考えています。

加藤委員長)

今、お話しのように教育ビジョンにもこれは打ち出されていることですから、機会的には問題ないと思いますが、新しい形の一体型小中連携校ということですから、このことについてもうちょっと意見交換、確認をしていったほうがよろしいかと思います。

品川区や三鷹市などは、学園という言葉で小中の連携、一体校をつくっていますが、イメージとしては品川区のようなイメージなのでしょうか。

学校施設課長)

私どもが今、考えているのは品川区のような一貫校ではなく、あくまでも校舎一体型小中連携校です。校舎、施設が一体となり強い連携をしていく学校というように考えています。従いまして、今のところ校名も新しい小学校の校名と池袋中学校の2つがあり、校長先生も2人というように考えています。

加藤委員長)

品川区の場合には小中校長は1人です。その辺がきちんと委員の皆さんも分かっていたほうがよいかと思って質問しました。独立しながら一体の校舎の中で、連携をさらに密にして教育活動を進めて行く、よりよいものにして行くということが趣旨ですね。

三田教育長)

一貫教育プログラムについては、品川方式なのか、どうなのかといろいろと検討してい

ます。一貫校というのは規定がないというのが現状で、豊島区の地域性や特性を生かした一貫教育を進めて行くためには、内容を一貫させることが大切です。

豊島区の場合はそういう学校を造りたくてもスペースがないため、区の資源としてある有意なものを使っていこうというのが、まず発想の一つです。

連携しなければいけないプログラムは、例えば、就学前後の教育の問題や中1ギャップ問題などいろいろ出てくるものを共有化し、近隣の中学校を単位にしながら行った方がよいのではないかと。そして、共同で使う場所や交代でやりくりしたら使える場が同じ場所であれば、スペースシェアリングを行うとともに教育活動も工夫することにより、連携プログラムを増やすことができると思います。

また、このケースの場合は中学校のグラウンドは、防災広場といった役割も持っていますので、そうした使い方がもう一つの提案です。連携プログラムの実施と、豊島区の過密都市が抱えているこれからの、21世紀型の学校として提案できるのではないかと、というコンセプトを二つ重ねて提案しようというものです。

廣田委員)

人気はものすごく多いのではないかと思います、他の地域ではどうですか。

学校施設課長)

小中一貫校は品川区や三鷹市にあります。校長先生1人のような形になっています。

さまざまな評価と課題のほうもいくつか聞いていますが、全都では、今のところそうは広がっていないような状況です。

廣田委員)

保護者や生徒の人気は広がっているのですか。

子どもが集まり人気校になることはすごくよいことだと思います。中学校と小学校と一緒に交流したりしたら、とても楽しいと思いますよね。ますますこういうところに人が集まり、人数の少ない、隣接校選択制の問題がますます大きくなるのではないかと、いう気もちがちょっとしたもので、お聞きしました。

学校施設課長)

他区での一貫学校等の人気については、把握しておりませんが、おっしゃるように、この学校ができれば、周りの学校と比べて魅力あるところができるかと思っています。

三田教育長)

連携校ですので、連携プログラムを区内全体の小中学校で取り組みます。さらに、幼児教育も巻き込んでやります。これは豊島ならではのシステムで、内容的に連携プログラムが成功することにより、強力な一貫教育プログラムが貫徹できるのではないかと、思います。

豊島区は公立も私立も非常に選択肢の幅が広い地区であって、今一番問題なのは公立が少し地盤沈下してしまっていることです。もっと公立が今の時期にしっかりとやっつけていかなければと思います。そのためには、一つは土曜日を授業時数を増やして確かな学力を付けていくということが大事ですが、もう一つの柱として、9年間の学びの連続性というこ

とをきちんと担保として、知・徳・体の調和の取れた学力をしっかりと子どもたちに、身に付けていなければいけない。そういう大きな方略を教育委員会として考えています。結果として人気が出れば結構だと思いますし、そういう学校を増やすチャンスがあれば、提案していきたいと思います。

廣田委員)

いろいろな連携ができますね。当然人気となるとと思いますが、こういう形を求める遠い地域の人是不利ですよ。グラウンドについては小中を完全に分けてしまうのですか。

学校施設課長)

基本的には南のほうの3千平米が小学校用で、北側のほうの1万平米が中学校用ですが、例えば運動会的时候は、小学校でも使えます。1万平米ですから余裕がございます。仮に3千平米としても、現在の豊島区の小学校のグラウンドでは平均的な広さですので、これで見ると、ちょっと狭く見えますけれども、決して狭くはございません。

三神委員)

スペースシェアリングと教員のシェアリングですか、どのようなイメージを考えていらっしゃいますか。

学校施設課長)

あくまでも構想の段階ですが、基本的には小中が並んでいますので、共通できる施設につきましても、一緒に共用していきたいと考えております。例えば、体育館は別々のほうがよろしいかと思いますが、プールは1つで、ランチルームや給食調理室も1つでできると思います。職員室等についても十分交流ができるような施設配置を、今後、提言もありますけれども、検討していきたいと考えています。

三神委員)

小学校で比較的読書した子どもでも、中学に行くとしなくなります。そのときに昔に戻って読むということで、中学生にはとても効果がありますので、学校図書館をぜひ、お願いしたいと思います。

学校施設課長)

おっしゃる通りだと思います。小中の図書館を並べて配置するとか、あるいは階を変えて階段で昇り下りできるなど、今おっしゃったような工夫がいくらでもできると思いますので、ぜひ取り込んでいきたいと思っています。

教育指導課長)

指導内容に一部かかわっている部分があります。図書館という連携もきっとできると思いますし、施設的にスペースが近接していることで、例えば小学校と中学校、読書を通じた交流、読み聞かせなど、いろいろな可能性が考えられます。

三田教育長)

通常小学校では、すべての教員が全科を教えることができるというのが原則ですが、東京都の場合は専科教諭を置いているために、定数上柔軟な配置がまったくない状況です。

こういう一体型の学校をつくった場合、小中学校の両免許を持っている先生がいらっしやいますので、先生方自身も小学校に身に置いて指導を行ったり、中学校に身を置いて指導するという事も可能になってくると思います。そういう能力の高い、意識の高い先生を豊島区に配置しながら、一貫性のある教育を進めていくということも、現実に可能になってくるということです。教育特区を取得して、特別なことをするのではなく、現在ある制度を生かして、もっと効率の高い一貫校ができるのではないかという発想で提案しております。

加藤委員長)

内容的にだいたいお分かりいただけたかと思います。私からは、確認しておきたいのは、9年間の学びの連続性ということもお話にありましたので、幼稚園も一緒にという考えはなかったのでしょうか。

学校施設課長)

ご指摘の通り教育ビジョンから申しますと、当初はぜひこの地域でやりたいということもございました。現在一番近いところだと池袋幼稚園ですが、地域との関係など、さまざまな理由で、今回できませんでした。

加藤委員長)

話題にはなったということですね。

学校施設課長)

意識としては十分ございました。今回はちょっとなかなか難しかったということです。

加藤委員長)

幼・保・小・中学校の連携モデル校ということですから、その分かなり意識して取り組んでいかなければ、この学校はつくれないうわけですね。一つは建物そのものをどのように構造上考えていくのか、いろいろなやり方があると思います。使い勝手や効果はどうなのかということ、ぜひ検討され設計していただければと、これは要望です。あとはよろしいでしょうか。それでは、案ということで、お願いしたいと思います。

(委員全員異議なし 第52号議案了承)

(5) 第53号議案 臨時職員の任免

< 教育総務課長 資料説明 >

人事案件のため非公開

(委員全員異議なし 第53号議案了承)

(6) 報告事項第1号 区立幼稚園のあり方検討会議報告(案)について(継続)

< 教育総務課長 資料説明 >

加藤委員長)

11月9日にご説明いただいておりますが、表題と文言の整理を行い、子ども家庭部とも連携を図ったということでございます。前回、話題になった預かり保育のことが主にあったと思いますが、重点施策という言葉は省いた点はよろしいと思います。整理されたところ、14ページの(2)をもうちょっと詳しくご説明をお願いします。

教育総務課長)

14ページの(2)ですが、こちらは従前と比較いたしまして、特に内容に変化を加えたというところはありません。文言整理を行ったととらえていただければと思います。内容に特に変更はないということです。

加藤委員長)

表現を整理し内容的には変わっていないということです。いかがでしょうか。ご意見、ご質問がありましたら、お願いします。

三田教育長)

私も事前に見ましたが、アンダーラインが引いてあるところ、前回の委員会で議論になったところを、すべて整理されて書かれていると思いました。できれば案を外し、子ども文教委員会に報告をさせていただき、文字通り要綱を定めていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

加藤委員長)

前日も話し合いを十分にしております。出された分について修正、整理されたということで、特に異議がなければ、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(7) 報告事項第3号 「教育ビジョンの2010 - 豊島区教育振興基本計画」の年度計画(平22年11月版)について

< 教育総務課長 資料説明 >

加藤委員長)

豊島区教育振興基本計画、10年間のもののうちの5年間の計画について、ご説明がありました。未来戦略推進プランに盛り込み、予算化し、実施していくこと。さらに、当然学校の協力のもと達成状況の確認と進行管理を行うことで、非常に充実しているということが、今お話にあった通りです。具体的な計画を立て、それを実施していくことによって確実に事業が達成されていくということだと思います。

ご質問はありますか。特にないようですので、後ほど中身についてはお読みいただきたいと思います。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(8) 報告事項の第3号 読書フェスタについて

< 教育指導課長 資料説明 >

加藤委員長)

昨年度も教育委員全員、参加させていただきましたので、内容についてはご存じの通りだと思います。継続して第2回目の開催ということですが、大変喜ばしいことだと思います。実施する2月12日午後1時、地域文化創造館ホールで開催されます。

これについてはいかがでしょうか。

三神委員)

去年やっていただいたことは本当に大きな進歩でよかったと思います。クイズではほとんど意味がない進行で、学校対抗にするとか、もうちょっと盛り上がらないと、せっかくななまる君の120冊にした意味がほとんどなかったと思いました。

講師については、講演内容も含めあまり良くなかったですし、区立図書館の人にも活躍の場を与えるなど、もうちょっと相談をして焦点を絞った内容のほうがよかったと思います。また、子どもたちの本の紹介については、先生方の手を入れた作文を読むのは面白くありませんので、もうちょっと、何か工夫をしていただけたらと思いました。

加藤委員長)

今の3点についてはいろいろな方法があると思いますが、私たちも去年、初めてで、事前にこんな方法でやりたいということを教えていただければ、また参考のご意見も出せるかと思いました。また講師については、講演の内容に検討する必要があるかということもありました。

加藤委員長)

ほかにありますか。内容についてはもう少し吟味していただくことで、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(9) 報告事項第4号 池袋図書館のICタグ導入に伴う業務縮小について

< 図書館担当部長 資料説明 >

加藤委員長)

池袋図書館のICタグ導入について経緯等の話、縮小の期間の説明がありましたがいかがでしょうか。

清田委員)

教えていただきたいのですが、無断持ち出しの被害は、だいたいどのくらいあったのでしょうか。

図書館担当部長)

平成21年度で、地域館も含め全体で2,176冊。蔵書が約72万冊ありますので、0.3%ほど無断持ち出しがありました。このICタグを導入する前は、特に中央館の紛失

が多く1%を超えておりました。現在は中央館でも0.2%ということで、1%を切るような状況になっております。

清田委員)

無断持ち出しについては、ある程度効果が見込めるということですか。

図書館担当部長)

そうですね。

加藤委員長)

無断持ち出し防止には効果があるということですか。

廣田委員)

予約や貸し出しは、ほかの図書館の本も一緒にできるということでしょうか。

図書館担当部長)

ほかの図書館の本です。池袋の本は動かしません。

加藤委員長)

池袋以外ということですね。

廣田委員)

その結果、ICタグ導入によって、人件費の削減につながるということについてはいかがでしょうか。

図書館担当部長)

自動貸出機を付けますので、自動貸出機で貸し出しをすることにより、カウンター業務は若干軽くなるのですが、張り付けておく人員はそれなりにいますので、人件費の削減に、直接は結び付いてこないと考えております。

廣田委員)

職員の業務の軽減にはなるということですね。

図書館担当部長)

その分はその間に書架の整理をすとか、そういった業務ができるということになります。

三神委員)

今、おっしゃいましたように、物理的な貸し出しのところに時間をかけないで、図書館の方たちには、子どもたちの本の相談を受けることなど、実質的な実りある方向でより多くやっていただきたいと思います。

加藤委員長)

ぜひよろしく願いいたします。それでは、よろしいでしょうか。

(委員全員異議なし 報告事項了承)

(午後4時24分 閉会)